地域移行支援の概要

令和6年8月 堺市障害施策推進課

目次

障害者の特	目談体	系・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P.1
地域移行动	支援と	は・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P.2
地域移行家	支援の	対象	者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P.3
地域移行动	支援従	事者	の	役:	割	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P.4
手続きにて	ついて	(支	援	開	始	ま	で	の	フ			図)	•	•	•	•	P.5
地域移行家	支援の	流れ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P.6
地域移行动	支援計	画に	つ	ر ۱.	7	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P.9
地域移行动	支援の	報酬	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P.12
留意事項	• • •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P.24
地域移行动	支援の	流れ	يط	報	酬	(例)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P.25
O&A · ·		• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P.26

障害者の相談体系

障害者・障害児からの相談	○市町村による相談支援事業(交付税)
【計画相談】	指定特定相談支援事業者が支援を行います。 ()計画相談支援(個別給付) ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 ()基本相談支援
【地域相談】 地域移行支援・地域定着支援	指定一般相談支援事業者が支援を行います。 (地域移行・地域定着) ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・地域定着支援 ・基本相談支援 ■ 従業者 ・専従の指定地域移行支援従事者(対務に支障がない場合は他の職務の兼務可)を置くこと。 ・指定地域移行支援従事者のうち1)は相談支援専門員であること。
	■管理者 ・原則として管理業務に従事するもの

(管理業務に支障がない場合は他の職

務の兼務可)

地域移行支援とは

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

<具体的な支援>

- ① 地域移行支援計画の作成
- ② 住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する 相談
- ③ 外出の際の同行
- ④ 障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援に限る)の体験的な利用支援
- ⑤ 体験的な宿泊支援その他の必要な支援

利用者に対して上記の支援を提供するに当たっては、 おおむね週に1回以上、利用者との対面により行わなければならない。

地域移行支援の対象者

次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方。

- (1) 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に 入所している障害者
 - ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳 以上の障害者みなしの者も対象
- (2) 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院 している精神障害者
 - ※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれる。
- (3) 救護施設または更生施設に入所している障害者
- (4) 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている障害者
 - ※特別調整の対象となった障害者のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者
- (5) **更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者**

指定地域移行支援従事者の役割(基準第20条解釈通知より)

指定特定相談支援事業所が作成したサービス等利用計画を踏まえて、 当該指定地域移行支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉 サービス等との連携も含めて、地域移行支援計画の原案を作成し、以下の 手順により地域移行支援計画に基づく支援を実施する。

● 個別支援会議の開催

利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事 施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者を招集して行う会議(計画作成会議)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、地域移行支援計画の原案について意見を求めること。原則として利用者が同席する。

● 地域移行支援計画の原案の説明・同意

当該地域移行支援計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。

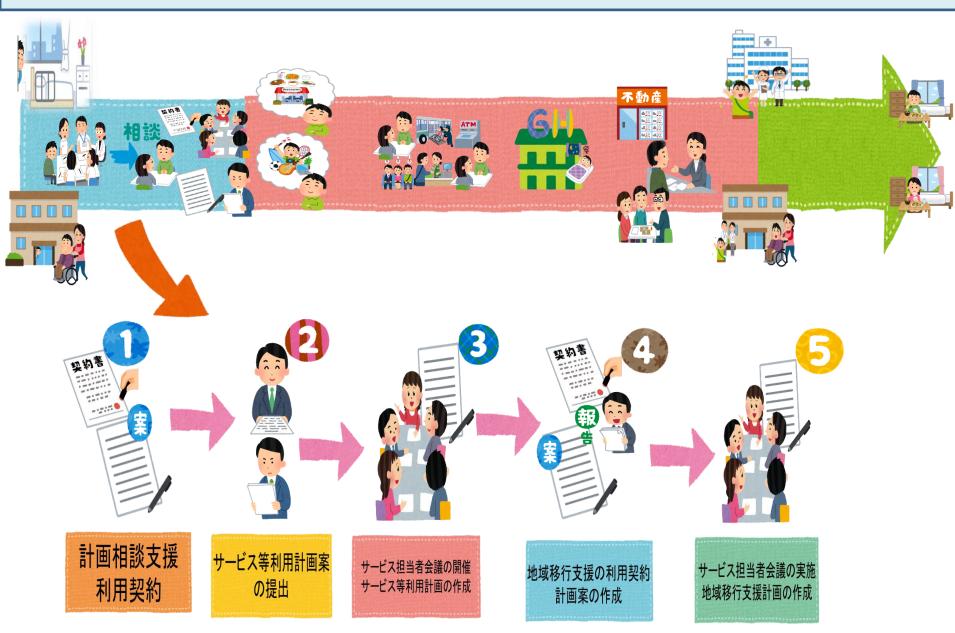
● 地域移行支援計画の交付

利用者及び利用者等に対して指定計画相談支援を行う相談支援事業者に対して地域移行支援計画を交付すること。相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に出席し、必要な情報を共有、連携すること。

● モニタリング

適宜、当該地域移行支援計画の実施状況の把握及び当該地域移行支援計画を見直すべきかどうかについての検討を行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行うこと。相談支援事業者とモニタリング結果を相互に公布するなど、相互連携をはかること。

手続きについて(支援開始まで)



地域移行支援の流れ

①地域移行支援 の支給申請及び 計画相談支援の 契約	区役所で地域相談支援の支給申請を行う。身体・知的:地域福祉課精神・難病:保健センター※美原区は地域福祉課地域移行支援自体は障害支援区分の認定は不要。 ・区役所よりサービス等利用計画案提出依頼書を本人宛に交付する。・区分の調査や概況調査を実施。指定特定相談事業所が重要事項説明を行い、契約を交わす。
②サービス等利 用計画案の作成	サービス等利用計画案の作成 サービス等利用計画案の作成後、これを添えて計画相談支援支給申請
③サービス担当 者会議と計画の 作成	計画相談支援の支給決定を経て、サービス担当者会議の実施、サービス等利用計画の作成
④地域移行支援 の契約	指定一般相談事業所が重要事項説明を行い、地域移行支援に係る契約を 交わす。地域移行支援計画案を作成する。
⑤地域移行支援 計画の作成	計画作成会議を開催し地域移行支援計画を作成。計画を本人および担当者に交付。
⑥地域移行に向 けての個別相談 の実施	支援の開始。 月2回の訪問面接、地域移行に向けた外出支援、サービスの体験利用、 体験宿泊など。

地域移行支援の流れ1

- ○地域移行支援の支給申請
- ・支給申請先は、入院又は入所する前に居住していた市町村 (施設入所者の場合はその支給決定をしている市町村)
- ・障害支援区分を必要としないが、区分の調査や概況調査を実施して支給決定 を行う。このため、実際の支給決定までに一定の時間を要する。
- ・地域移行支援の支給を受ける場合は同時に計画相談支援の支給を受けることになる。

	地域移行支援	計画相談支援
1	地域移行支援の申請 区役所よりサービス等利用計画案 提出依頼書を本人宛に交付する	② サービス等利用計画案作成に 向けた対応 重要事項説明・契約の実施
	区分の調査・概況調査の実施	③ 計画案の作成④ 計画案の本人同意及び交付
5	地域移行支援の支給決定・ 受給者証の交付	⑤ 計画相談支援の支給決定⑥ サービス担当者会議の実施⑦ サービス等利用計画の作成

地域移行支援の流れ2

○地域移行支援計画作成

地域移行支援が位置付けられたサービス等利用計画が作成された後に、 具体的な地域移行支援計画作成が始まる。

独立したサービスであることから、指定一般、指定特定相談支援事業所の双方の決定を受けている事業所が二つ支援をすることは可能である。ただし、それぞれで契約等が必要。

地域移行支援	計画相談支援
サービス等利用計画作成後、地域移行支援計画作成の重要事項説明、契約の実施地域移行支援としてのアセスメントを実施地域移行支援計画案の作成地域移行支援計画作成会議の実施地域移行支援計画の作成、本人同意、交付	
地域移行支援計画に沿った相談・支援の開始 (支給決定は6か月間)	

地域移行支援計画について(基準第20条、解釈通知より)

- 指定地域移行支援従事者は、利用者の移行、適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画を作成しなければならない。(基準第20条)
- 利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことはできるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。
- <u>※利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切な意思決定支援を行うこと。</u>
- 指定地域移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- アセスメントにあたっては、利用者に面接しなければならない。この場合、面接の主旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

地域移行支援計画について(基準第20条解釈通知より)

- 地域移行支援計画に記載すべきこと
 - 1 利用者及び家族の生活に対する意向
 - 2 総合的な支援方針
 - 3 生活全般の質を向上させるための課題
 - 4 地域移行支援の目標及びその達成時期
 - 5 地域移行支援を提供する上での留意事項
 - ※様式は特に規定なく、各事業所で定めることができる。 大阪府ホームページに掲載されている地域移行支援計画書 を参照。

地域移行支援計画 (大阪府ホームページに掲載)

	これから先、6か	∿月の計画です。[也域移行支抗 り組みます。今のB		毎月相談をして、	必要な時は見直	こしをしましょう。			
利用者氏名:			さん					作成年月日			
サービス等利用記	十画の到達目標										
(1)長期(内容及)	び期間等)										
(2)短期目標(内	容及び期間等)										
			-	私(本人)	自身	∮がすることを矢₽	印の下に書き込∂	ります			
私()の	その為に	協力する	支援上の留意	協力(支援)の目安							
期待や不安	協力する人	内容	事項等				80 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0				
							00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00				
							**************************************		000000000000000000000000000000000000000		
							00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00				
							00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00				
							8 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				
							00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00				
							8				
							80 80 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90				
							8 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				
同意日		•									
		利用者名				指定一般	战相談支援事業所	τ <u>̄</u>			
			印	印							
				一般社团	団法人支援の三角点設置	d研修会発行「障害者地域	或相談のための実践ガイ	ドライン」における地域	移行支援計画を一部改変		

地域移行支援の報酬①

地域移行支援は訪問相談や同行支援、関係機関との調整等を一体的に実施するものであることから、報酬は包括的にサービスを評価する体系とし、毎月定額の報酬を算定する仕組み。

地域移行支援サービス費

- ・おおむね週1回以上の対面による支援(訪問相談や同行支援等)
- ・地域移行支援計画を作成していない場合や、利用者への対面による支援を1月に2日以上 行わない場合は算定できない

地域移行支援サービス費(I)

専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するもの。要件は以下のとおり。

- ア 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害者 地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者」である相談支援専門員を1 人以上配置していること。
- イ 当該事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決 定障害者のうち、前年度に、退院、退所等し、地域生活に移行した者が 3人以上であること。
- ウ 対象施設と緊密な連携を図り、地域相談支援給付決定者の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者(ピアサポーター等)による意欲喚起のための活動を、いずれかの対象施設に対し、概ね月1回以上行っていること。

3,613 単位/月

地域移行支援の報酬①

(つづき)

地域移行支援サービス費(Ⅱ)

指定地域移行支援事業所のうち、(I)に規定するア及びウの要件を満たす事業所であって、かつ、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、対象施設を退院、退所等し、地域生活に移行した者が1人以上である事業所において、指定地域移行支援を行った場合。

3,157 単位/月

地域移行支援サービス費(Ⅲ)

(I) 又は(I) に規定する要件を満たさない指定地域移行支援事業 所において、指定地域移行支援を行った場合。 2,422 単位/月

地域移行支援の報酬②

初回加算

地域移行支援の利用開始した月について加算

- ※初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできない。
- ※初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。

500 単位/月

退院退所月加算

退院、退所等をする日が属する月に、指定地域移行支援を行った場合に加算

- ※当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと。
- ※退院、退所をする日が翌月の初日等の場合においては、退院、退所等をする月の前月 において算定できる。結果として退院、退所等をしなかったときは返還。
- ※次のいずれかに該当する場合は算定できない。①退院、退所等をして病院又は診療所へ入院する場合。②退院、退所等をして他の社会福祉施設等へ入所する場合。③死亡による退院、退所等の場合。
- ※3利用者が精神科病院に入院した日から起算して90日以上1年未満の期間内に退院した場合。

2,700 単位/月

※3+500
単位/月

集中支援加算

退院退所月以外で、利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合 に加算 500 単位/月

地域移行支援の報酬③

居住支援連携体制加算

利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、住宅確保要配慮者居住支援法人・住宅確保要配慮者居住支援協議会と連携し、月に1回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有することを評価するもの。※要件は以下のいずれも満たす場合。

- (ア) 居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、堺市へ届け出 たうえで、その旨を公表していること。
- (イ) 月に1回以上、居住支援法人又は居住支援協議会と情報連携を図る場を 設けて、※1住宅の確保及び居住支援に係る※2必要な情報を共有するこ と。

※1「住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況(例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。※2「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段(面談、テレビ電話装置等の使用等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

<u>35</u> <u>単位/月</u>

地域移行支援の報酬④

地域居住支援体制強化推進加算

利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、地域相談支援事業者や自立生活援助事業者が、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、住宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告することを評価するもの。実施した月において算定できるものであること。

⇒地域居住支援体制強化推進加算 報告書(エクセル)

説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。

当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法(協議会等への出席及び資料提供、文書等)について記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

■堺市での報告先・・・障害施策推進課企画相談係

500 単位/回 (月 1 回を 限度)

地域移行支援の報酬⑤

ピアサポート体制加算

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で評価するもの。要件は以下のとおり。

- (ア) 都道府県又は指定都市が実施する地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること。(併設する事業所(計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る)の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可)
 - ①障害者又は障害者であったと都道府県知事、指定都市又は中核 市長が認める者
 - ②管理者又は指定地域移行支援従事者
- (イ) (ア) に掲げるいずれかにより、事業所の従業員に対し、障害者 に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。
- (ウ) (ア) の者を配置していることを堺市へ届け出たうえで、その旨 を公表していること。

100 単位/月

地域移行支援の報酬⑥

障害福祉サービスの体験利用加算

- ・障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る)の利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を<u>地域移行支援計画に位置付けて</u>、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数に応じ、算定できる。
- ・利用者に対して、委託先の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に算定できる。
- ・障害福祉サービスの体験利用加算については、15日を限度として算定できる。 当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度 15日を限度として算定できる。

障害福祉サービスの体験利用加算(I)

体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算。

500単位/日

障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ)

体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算。

250単位/日

- ・委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当者との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、指定地域移行支援従事者が利用者に同行による支援を行うこと。
- ・体験的な利用に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、当該支援を行った際の状況 や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、緊密な連携を図ること。

地域移行支援の報酬⑦

体験宿泊加算

- ・単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び 留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できる。
- ・家族との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には算定して差し支えない。ただし、<u>家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除く</u>。
- ・体験的な宿泊支援については、指定障害福祉サービス事業者に委託できるが、当該委託による場合であっても、指定地域移行支援事業者が、委託先の指定障害福祉サービス事業所と 緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。
- ・共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス 利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生 活援助住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるも のであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること。
- ・体験宿泊加算の日数については、利用開始日および終了日の両方を算定できる。なお、体験宿泊加算(I)については、利用者が、体験宿泊場所において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合について、も算定して差し支えない。
- ・施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、 入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できる。

地域移行支援の報酬⑦

(つづき)

・体験宿泊加算(II)については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できる。

なお、夜間支援従事者は、別途、指定居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する 場合であっても差し支えない。

夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、指定地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行うこと。

・体験宿泊加算については、15日を限度として算定できる。なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。

体験宿泊加算(I)

体験的な宿泊支援を提供した場合に、(I)及び(I)を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算。

300単位/日

体験宿泊加算(Ⅱ)

体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、<u>夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合</u>に(I)及び(II)を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算。

700単位/日

体験的な宿泊支援(基準第23条)

(宿泊場所の要件)

- ①利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に 必要な設備及び備品を備えていること。
- ②衛生的に管理されている場所であること。

<u>体験的な宿泊支援については、地域生活と同様の環境で実施すること。</u>

(宿泊支援)

③体験的な宿泊支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことが できる。

宿泊場所の例 相談支援事業所が確保したアパート、

グループホームの空き室(委託)、短期入所施設の空き室(委託)など

- ●委託先の指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、指定地域移行支援従事者が利用者に同行又は宿泊場所への訪問による支援を行うこと。
- ●障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センター等及び委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当職員と、体験的な宿泊に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、緊急時の連絡体制の確保、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、緊密な連携を図ること。

地域移行支援の報酬®

地域生活支援拠点等機能強化加算(令和6年度より)

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型(継続)サービス利用支援費 (I)又は(II)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び 地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付 けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤 で1以上配置されている場合
- ・計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型(継続)サービス利用支援費(I)又は(II)を算定する場合に限る。)、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関(基幹相談支援センター等)において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

500単位/月

地域移行支援の報酬⑨ (減算)

虐待防止措置未実施減算(令和6年度より)

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

×99/100

業務継続計画未策定減算(令和7年度より)

以下の基準に適応していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を 継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため の計画(業務継続計画)を策定すること。
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

×99/100

<u>情報公表未報告減算(令和6年度より)</u>

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

×95/100

留意事項(令和6年度より)

意思決定支援の推進

(1)

相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。

2

相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

個別支援計画の共有

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定(障害児)相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

地域移行支援の流れと報酬 (例)

		1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目		
計画相談支援	計画作成						モニタリン グ・計画案 作成	計画作成	
地域移行 支援		地域移行 支援計画 の作成		サービス・ (それぞれ	宿泊体験 . 15日以内))			
		•		訪問面接や地域移行に向けた外出支援]以上)の実施。					
					体験 位/日 初日 位/日 6日				
地域移行 支援報酬			月6日以 上支援の 場合	宿泊体験 (I)300単⁄ (Ⅱ)700単⁄		『深夜			
		初回加算 500単位		集中支援 加算 500単位			退院・退所 加算 2,700単位		
		地域移行支	援(I) <u>3,613</u>	<u>3</u> 単位/月、(Ⅱ) <u>3,157</u> 単位	立/月、 <u>(Ⅲ)2</u>	,422単位/月		
計画相談支援報酬	サービス 利用支援費 <u>1,522</u> 単位							サービス 利用支援費 <u>1,522</u> 単位	

Q&A1

(問45)障害福祉サービスの体験利用加算、体験宿泊加算、緊急時支援費の一時的な滞在による支援について、 指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の報酬は、障害福祉サービス事業者に算定されるのか、 それとも、指定一般相談支援事業者に算定されるのか。

(厚労省平成24年8月31日事務連絡)

(答)指定一般相談支援事業者に算定される。 なお、指定一般相談支援事業者が、委託先の障害福祉サービス提供事業者に委託費を支払うこととなる。

(問46)障害福祉サービスの体験利用加算、体験宿泊加算、緊急時支援費の一時的な滞在による支援に係る報酬額と、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の委託費の額の関係如何。

(厚労省平成24年8月31日事務連絡)

(答)基本的には、障害福祉サービスの体験利用等を委託により実施する場合は当該報酬額を委託先に支払うことを想定しているが、指定一般相談支援事業者と委託先の指定障害福祉サービス事業者との業務の役割分担等個別の状況が異なることから、個別の委託額は委託契約により定めることとして差し支えない。

(問57)退院・退所月加算

地域相談支援給付決定障害者が、退院又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は、「退院・退所月加算」の算定対象外となっているが、ここでいう「他の社会福祉施設等」は、具体的に何が想定されるのか。 (厚労省 平成27年3月31日事務連絡Vol.1)

(答)社会福祉法第62条第1項に規定する「社会福祉施設」のほか、介護保険施設、病院、診療所、宿泊型自立 訓練事業所、地域移行支援型ホームを想定している。

Q&A2

(問58)体験宿泊

地域相談支援給付決定者がグループホームでの体験宿泊を希望した場合、地域移行支援の「体験宿泊加算」 とグループホームの「共同生活援助サービス費(Ⅳ)」(又は「外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅴ)」)のいずれを算定するのか。

(厚労省 平成27年3月31日事務連絡Vol.1)

(答)利用者が体験宿泊を行う目的により異なる。例えば、指定地域移行支援事業者が、単身での生活を希望している者に対し、グループホームとしてのサービスではなく単にグループホームの居室を活用して体験的な宿泊支援を提供した場合は地域移行支援の「体験宿泊加算」を算定する。また、指定共同生活援助事業者(又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者。以下同じ)が、グループホームへの入居を希望している者に対し、指定共同生活援助の支給決定を受けた後、体験的に指定共同生活援助を提供した場合は「共同生活援助サービス費(IV)」(又は「外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)」を算定する。

(問92)地域移行支援の対象者

「介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日、障発第0323002号障害保健福祉部長通知)」の 第五-2-(1)が改正されたが、対象者の範囲が変更となるのか。

(厚労省 平成30年3月30日事務連絡Vol.1)

(答)地域移行支援の対象者は、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者であるが、精神科病院の入院期間が1年未満の者等を一律に対象外としてる事例が生じていることから、入院の期間や形態に関わらず支援の対象であることを明確にするために改正したものであり、対象者の範囲を変更するものではない。

Q&A③

(問93)地域移行支援サービス費(I)

地域移行支援サービス費(I)を算定する事業所の要件の一つに、「1以上の障害者支援施設又は精神科病院等(地域移行支援の対象施設)と緊密な連携が確保されていること。」とあるが、「緊密な連携」とは具体的にどのような状況が想定されるのか。また、どの程度の頻度で行う必要があるのか。

(厚労省平成30年3月30日事務連絡Vol.1)

(答)例えば、

- ・地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議へ参加
- ・地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介
- ・地域移行など同様の経験のある障害当事者(ピアサポーター等)による意欲喚起のための活動などが想定され、概ね月1回以上行っていることが目安となる。

(地域相談支援3)対面による支援

地域移行支援で週に1回、少なくとも月に2回対面による支援を実施しなければならないと規定されているが、 利用者が出席するケア会議を開催した場合はその回数に含まれるか。

(大阪府相談支援Q&A 平成24年11月)

(答)内容が利用者の地域移行に資するかどうかによる。例えば、会議の場で利用者の動機づけを行う場合は含み、単なる計画の見直しであれば含まない。

(地域相談支援4)サービス提供記録の確認

基準第15条第2項で、サービスの提供の記録に記載した内容について利用者に確認を受けなければならないとしているが、どの程度のことが必要か。

(大阪府相談支援Q&A 平成24年11月)

(答)地域移行支援を提供した際は、サービスの提供の記録をその都度記録することとし、利用者に提供したことについて確認を受けなければならないとされており、利用者に印鑑の押印等を求めることにより対応することが必要である。

Q&A4

(地域相談支援5)地域移行支援サービス費

サービス等利用計画と地域移行支援計画を同時に作成した場合、前者については作成月から報酬が請求できるが、後者についても同様の取り扱いでよいか。

(大阪府相談支援Q&A 平成24年11月)

(答)地域移行支援計画については、個別支援計画と同様に支援の一環としての位置づけであるため、計画 を作成したことのみで報酬が発生するものではない。

なお、地域移行支援サービス費については、地域移行支援の支給決定がされており、かつ、地域移行に関する支援がなされていれば請求可能である。

(地域相談支援6)集中支援加算

集中支援加算は利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合に請求できるが、1日に2回支援 した場合、2日として数えてよいか。

(大阪府相談支援Q&A 平成24年11月)

(答)報酬告示には月に6日以上と定められているため、1日に2回支援した場合でも、1日として数える。

(地域相談支援7)体験宿泊加算

グループホーム・ケアホーム(以下、GH等)での体験宿泊をする場合、報酬は以下のとおりでよいか。

- ①GH等の入居をめざし、GH等で体験宿泊の場合→GH等の体験利用のサービス費
- ②一人暮らしをめざし、GH等で体験宿泊の場合→体験宿泊加算 I 又は II
- ③アパート等を使って体験宿泊→体験宿泊加算 Ⅰ 又は Ⅱ

(大阪府相談支援Q&A 平成24年11月)

(答)お見込みのとおり。

Q&A(5)

(地域移行支援の対象者)

入院形態が任意入院で、かつ入院期間も1年未満の方だが、入院前住居に戻れない事情があり、支援がない と入院の長期化が危惧されている。そういった方も地域移行支援は利用できるのか。

(精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイドより)

(答)精神科病院(精神科病院以外で精神病床が設けられている病院を含む)に入院している方については、 入院期間、入院形態によらず、支援の必要が認められれば利用できます。

(地域移行支援の対象者)

知的障害で精神科病院に長期入院している人でも地域移行支援は利用できるのか。

(精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイドより)

(答)給付決定を受けることができる方の要件は、地域相談支援基準第1条に定められており、要件に当て はまる方であれば利用することができます。

(地域移行支援の対象者)

65歳以上であっても、地域移行支援は利用できるのか。

(精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイドより)

(答)65歳以上の方には介護保険サービスが優先されますが、地域移行支援のようなサービスメニューは介護保険サービスにありません。介護保険サービスで相当するものがない場合には障害福祉サービスを利用できるので、地域移行支援は年齢によらず対象となります。

Q&A6

(地域移行支援の対象者)

精神科病院に入院中の方の地域移行支援の申請を受けたが、その方は以前にも一度地域移行支援を利用している方だった。必要性が認められれば、複数回の利用は可能なのか。

(精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイドより)

(答)1人につき1回しか支給できない、という性質のものではありません。その方にとって地域移行支援というサービスが必要だと市町村が認めた場合には支給の対象となります。

(居住地特例)

- ・病院に住所のある者が地域移行支援を申請する場合、申請窓口となる市町村(支給決定市町村)は、何処が 適当なのか。
- ・入院前の住所がA市であるが、入院中にB市(現在入院している市)に住所変更しており、退院後はB市で暮らしたいと希望している方について。申請先はどちらの市になるのか。
- ・入院前の住所地の市に申請するのが原則とのことであるが、本人が退院先として希望している別の市に申請したいと希望しているが可能か。

(精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイドより)

(答)入院前に有した居住地になります。また、継続して二つ以上の精神科病院に入院している方については 最初の入院前に有した居住地の市町村が、支給決定を行うことになります。

Q&A(7)

(体験宿泊加算と体験利用加算)

支援中、体験宿泊中に体験通所もした場合、同日に体験宿泊加算と障害福祉サービスの体験利用加算を算定できるのか。

(精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイドより)

(答)できます。例えば、退院希望先が現在入院している場所から遠方の場合、日帰りで体験を往復することは難しく、そういった場合は体験宿泊を数日行い、その間に体験通所を実施する、ということも考えられます。

(体験宿泊加算)

委託契約を結んだ有料老人ホームを利用した場合でも、体験宿泊加算は算定することができるのか。

(精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイドより)

(答)当該有料老人ホームが、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護の指定を受けている)であり、委託契約に基づいて体験宿泊を行った場合であれば、算定することができます。

(ピアサポート体制加算)

ピアサポート体制加算について、当事者の障害種別と事業所が対象とする主たる障害種別が一致していない場合も算定することが可能か。

(厚労省 令和3年3月31日 事務連絡Q&A VOL.1)

(答)算定することが可能である。

Q&A®

(支給決定の更新)

支給決定期間の6ヶ月間で地域への移行ができなかった場合は、更新できるのか。

(答)国の事務処理要領において、『地域移行支援は、長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、則第34条の42第1項において給付決定期間を6か月間までとしている。この期間では、十分な成果が得られず、かつ引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6か月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。なお、更なる更新については、必要に応じて市町村審査会の個別審査を経て判断すること。』とされている。「更なる更新(2回目以降の更新)」については、各区役所(地域福祉課、保健センター)へご連絡ください。「地域相談支援給付費(地域移行支援)の更新に係る支援事業者意見書」の提出が必要です。その内容を勘案して区役所が妥当と判断した場合に、審査会での審査を依頼し、審査会の審査結果を踏まえて各区役所がサービス等利用計画案を審査し、給付決定の要否を決定する。

(なお、3回目以降の更新では、前回の更新時に 審査会にて審査を受け、支援期間を更新している場合は、その限りではない。少なくとも年1回以上審査会の審査を受けることとする。)